

特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の
損金算入に関する明細書

		(号該当)			
譲渡した資産の 明細	譲渡した資産の種類	1			
	構造又は用途	2			
	取得年月日	3			
	所在地	4			
	譲渡した土地等の面積	5			平方メートル
	譲渡年月日	6			
	対価の額	7			円
	譲渡価額	8			
	譲渡に要した経費の額	9			
	計	10			
(8)+(9)					
差益割	11				
取得した買換資産の 明細	取得した買換資産の種類	12			
	構造又は用途	13			
	所在地	14			
	取得年月日	15			
	取得価額	16			
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	17			
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定年月日	18			
	(18)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	19			
	取得した土地等の面積	20			
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	21			
取得価額	22				
(16) × $\frac{(20)-(21)}{(20)}$					
帳簿価額の減額等 を算出した 場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	23			
	買換資産の取得のため(7の計)又は(7の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	24			
	圧縮基礎取得価額	25			
	((16)又は(22))と(24)のうち少ない金額				
	買換資産の取得前期末の取得価額	26			
	買換資産の取得前期末の帳簿価額	27			
	圧縮基礎取得価額	28			
	(25) × $\frac{(27)}{(26)}$				
	圧縮限度額	29			
	(25)又は(28) × (11) × $\frac{100}{100}$				
圧縮限度超過額	30				
(23)-(29)					
取得価額に算入しない金額	31				
((23)と(29)のうち少ない金額)又は((23)と(29)のうち少ない金額) × $\frac{(26)}{(27)}$					
対価の額の合計額	32			円	
(7の計)					
対価	同上のうち譲渡の日を含む事業年度において使用した額	33			
特別勘定に経理した金額	39			円	
特別勘定に経理した金額	(34)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	40			

【No.64】適用を受けようとする譲渡資産及び買換資産は、措法第65条の7第1項の表の各号の要件を満たしていますか。
また、当事業年度の期間内に譲渡資産の譲渡及び買換資産の取得をした場合におけるその買換資産は、特定の資産の買換えの場合の課税の特例の適用に関する届出書に記載した買換資産となっていますか。

【No.3】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.65】建物を取り壊して土地を譲渡している場合、9欄の金額にその建物の帳簿価額、取壊費用の額等を含めていますか。

【No.66】買換資産が措法第65条の7第1項の表の第3号の下欄の土地等である場合、その面積は300㎡以上となっていますか（特定施設の敷地又は駐車場の用に供されるもののみが対象となります。）。

【No.67】買換資産が土地等の場合、21欄には20欄のうち、5欄の5倍を超える部分の面積を記載していますか。
また、その明細を別紙に記載して添付していますか。

【No.68】4欄の「所在地」が集中地域以外の地域内であり、かつ、14欄の「所在地」が集中地域内である場合、「80/100」の圧縮割合を乗じて29欄の金額を算出していませんか。

【No.69】一定期間内（原則として、特定資産の譲渡日を含む事業年度の翌事業年度開始の日から1年以内）に買換資産を取得しなかった場合、45欄に益金の額に算入されることとなる特別勘定の金額を記載していますか。

額の計算	越額の計算	同上のうち前期末までに買換資産の取得に充てた金額	36			けた場合の計算	同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	44		
		当中において買換資産の取得に充てた金額	37					当中に益金の額に算入すべき金額	45	
		翌期へ繰り越す対価の額の合計額	38					期末特別勘定残額	46	
		(35)-(36)-(37)						(43)-(44)-(45)		

その他参考となる事項

別表十三(五)
令七・四・一以後終了事業年度分